

第1号案件

大和都市計画生産緑地地区の変更について

(諮問:生駒市決定)

今回の大和都市計画生産緑地地区の変更内容

変更内容	件数	地区番号
生産緑地地区の指定を削除するもの	3件	51の一部 52 200の一部
生産緑地地区として交換分合するもの	1件	174の一部

生産緑地地区の指定を削除するものについて

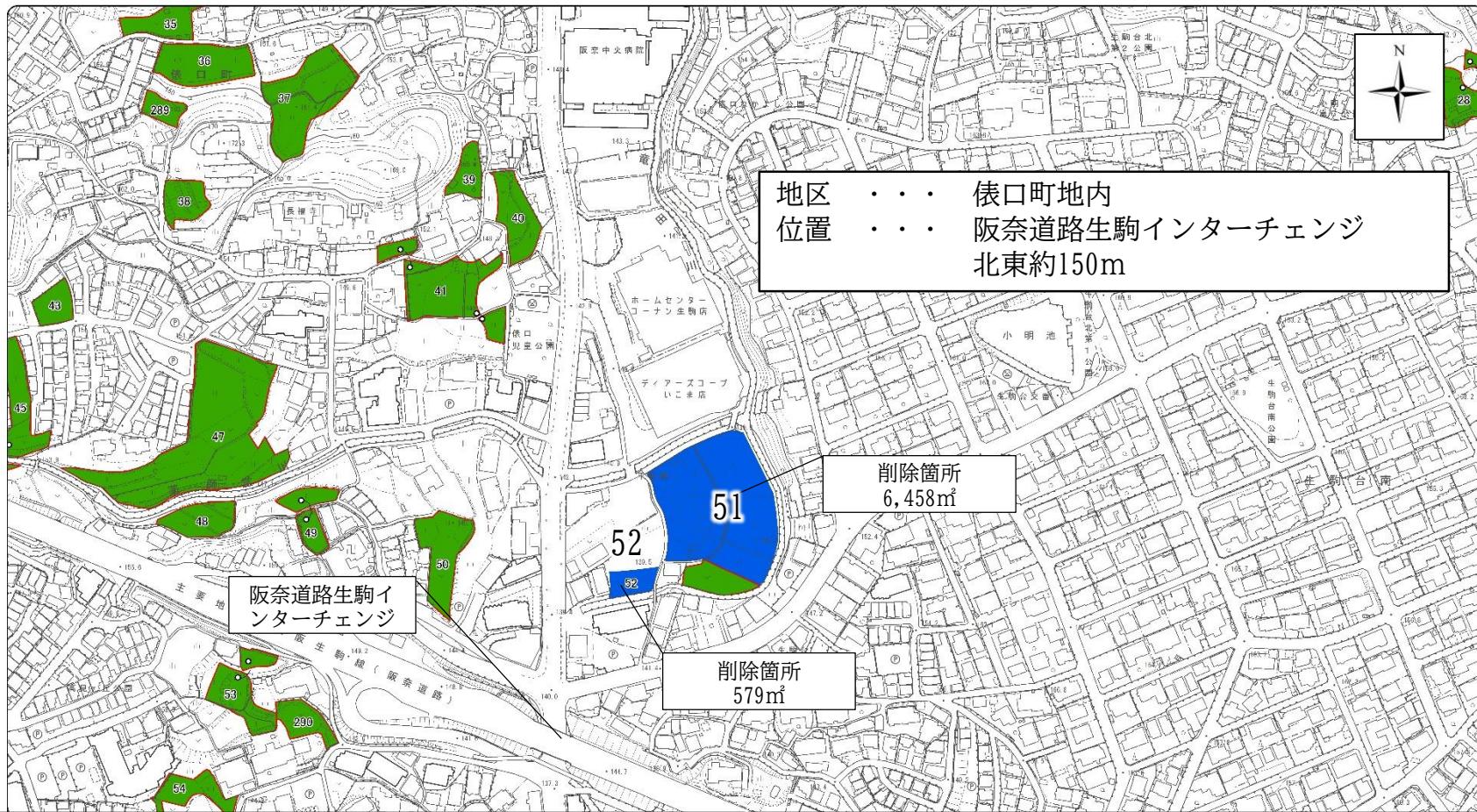
○変更理由

市街化区域内の農地等について、農林漁業と調和した良好な都市環境の形成に資するため、生産緑地地区の指定を平成4年に行ったところであるが、生産緑地の買取り申出の結果、行為の制限が解除された農地等を生産緑地地区から削除することについて、都市計画の変更を行うものである。

○変更内容

件数	地区番号
3件	51の一部 52 200の一部

位置及び変更内容



変更経緯 (51の一部)

- 令和 7年 3月17日 生産緑地買取り申出
(主たる従事者の死亡)
- 令和 7年 4月16日 買い取らない旨の通知
- 令和 7年 4月21日 農業委員会、JAへの斡旋
- 令和 7年 6月17日 生産緑地法第7条から第9条解除

変更経緯 (52)

- 令和 7年 5月12日 生産緑地買取り申出
(指定から30年が経過)
- 令和 7年 6月11日 買い取らない旨の通知
- 令和 7年 6月18日 農業委員会、JAへの斡旋
- 令和 7年 8月12日 生産緑地法第7条から第9条解除

位置及び変更内容



地区 . . . 有里町地内
位置 . . . 第2阪奈有料道路壱分ランプ
南西約480m

変更経緯
令和 7年 3月26日 生産緑地買取り申出
(指定から30年が経過)
令和 7年 4月24日 買い取らない旨の通知
令和 7年 4月28日 農業委員会、JAへの斡旋
令和 7年 6月26日 生産緑地法第7条から第9条解除

○買取り申出により削除するもの

地区番号	所 在 地	面積(m ²)
51の一部	俵口町1099番	-654
	俵口町1108番	-1,808
	俵口町1100番	-1,057
	俵口町1101番	-459
	俵口町1102番	-360
	俵口町1103番	-158
	俵口町1104番	-406
	俵口町1105番	-446
	俵口町1106番	-750
	俵口町1107番	-360
52	俵口町1096番	-579
200の一部	有里町259番1	-438
計		-7,475

交換分合による変更について

○変更理由

市街化区域内の農地等について、生産緑地の集合化等営農環境の向上を図るために、生産緑地の一部と宅地化農地等の一部を交換するものについて、所要の都市計画変更を行う。

○変更内容

件数	地区番号
1件	174の一部

位置及び変更内容



地区 ・・・ 壱分町地内
位置 ・・・ 第2阪奈有料道路壹分ランプ
東約200m

変更経緯
令和 7年 8月22日 生産緑地交換分合申請書受理日

○生産緑地地区として交換分合するもの(削除)

地区番号	所 在 地	面積(m ²)
174の一部	壱分町1279番の一部	-90.41
	計	-90.41

○生産緑地地区として交換分合するもの(追加)

地区番号	所 在 地	面積(m ²)
174の一部	壱分町1278番2の一部	90.41
	計	90.41

生産緑地地区 増減集計表

内容	地区番号	面積(m ²)	地区数
生産緑地地区の指定を削除するもの	51の一部 52 200の一部	-7,475	-2ヶ所
生産緑地地区として交換分合するもの	174の一部	±0	±0ヶ所
計		-7,475	-2ヶ所

生産緑地地区 新旧対照表

面 積	地 区 数
<約36.35ha>	<231ヶ所>
約35.60ha	229ヶ所
(-約0.75ha)	(-2ヶ所)

< >内数字は変更前
()内数字は増減数

生産緑地地区の変更に係る縦覧結果について

告示日	令和7年10月22(水)
告示番号	生駒市告示第261号
縦覧期間	令和7年10月22日(水)から 令和7年11月5日(水)まで
変更に係る都市計画 を定める土地の区域	有里町、壱分町、俵口町の各一部
縦覧者数 (都市づくり推進課窓口)	なし
意見書の提出	なし